昭和 48 年 9 月 14 日 兵警広例規甲第 40 号

テレビ放送実施要領を下記のように定め、昭和48年9月14日から実施する。

記

1 趣旨

この要領は、警察活動の実態及び警察の方針、施策等を広く県民に伝えることにより、警察に対する県民の理解と認識を深めるとともに、より積極的な支持、協力を得るために行うテレビ放送の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 放送局

テレビ放送を行う放送局は、株式会社サンテレビジョンとする。

3 放送内容

テレビ放送の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事件、事故等のニュース
- (2) 警察業務の方針、施策等
- (3) 事件、事故等を防止するための方策
- (4) 事件、事故等で県民の協力を必要とするもの
- (5) 法令の改正等で県民に周知徹底を図る必要があると認めるもの
- (6) その他県民に広報する必要があると認めるもの

4 運営委員会の設置及び放送の企画

- (1) テレビ放送の企画、運営等を効果的に行うため、警察本部にテレビ放送企画運営 委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (2) 委員会の委員には、警察本部各部庶務担当課の次席をもって充てる。
- (3) 委員会は、総務部県民広報課長(以下、「県民広報課長」という。)が主宰する。
- (4) 県民広報課長は、毎月、委員会を開催し、翌々月の放送基本計画(以下「月間基本計画」という。)を作成する。
- (5) 委員会で作成した月間基本計画は、庶務担当課長会議の審議を経て、部長会議で決定する。

5 緊急番組

- (1) 所属長は、重大事件、事故の発生等緊急にテレビ放送の必要があると認めたときは、県民広報課長を経由して総務部長に放送実施の上申を行うものとする。
- (2) 前記1の上申により、緊急にテレビ放送の必要があると認めたときは、月間基本計画に優先して放送を行うものとする。
- 6 番組は、放送を担当する所属長と県民広報課長が協議して制作する。
- 7 所属長の資料提供の励行等

所属長は、テレビ放送の資料となるようなものについては、速やかに県民広報課長に連絡するとともに、テレビ番組の取材等に当たっては、積極的に協力援助を行うものとする。